

名家連ニュース

令和2年8月30日(日)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 747号

新型コロナウイルスに感染症にかかる臨時的取扱いについて

既に名家連ニュースでお知らせしましたが、8月27日(木)に開催された令和2年度第1回障害者団体連絡会で名古屋市から取り扱いの資料が提出されましたので再掲いたします。(精神分野のみ抜粋)

精神障害者保健福祉手帳

対象者	有効期限が、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの方
対応	希望される方は申請書のみで更新申請を行い、1年間診断書提出の猶予を受けることが可能です。※手帳の有効期限は2年間です。
備考	猶予期間内に診断書の提出がない方については、手帳が失効します。 猶予期間内に提出された寸断書で判定を行うため、等級が変更になる場合があります

自立支援医療受給者証

対象者	有効期限の満了日が、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの方
対応	対象者の有効期間を1年間延長します。
備考	自立支援医療受給者証は、読み替えでの対応となります。

令和2年度 障害者を対象とした名古屋市職員採用選考案内

令和2年8月24日 名古屋市人事委員会事務局長

1. 試験区分・採用予定人員・主な職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
行政一般	10名程度	本庁各局や区役所等、市のあらゆる機関における庶務、予算・経理、戸籍・住民登録、保険年金、税務、生活保護、その他福祉、生涯学習、文化・観光振興、産業振興、生活・流通、環境施策、国際交流、総合企画など
学校事務	若干名	本市の小・中学校又は特別支援学校における事務(予算、文書管理、教職員の給与・福利厚生など)

(注) 1. 採用予定人員は現時点での目安であり、今後の事業計画等により変動することがあります。

2. 名古屋市職員第2類[高校卒業程度・18～21歳]採用試験など、他の採用試験で採用された職員と同様の業務に従事します。(勤務時間は、1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。)

2. 受験資格(精神分野のみ抜粋)

(1) 昭和50年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方

(2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※ 精神保健福祉手帳には有効期限があります。有効期限の更新手続きには時



電話相談：火曜日、土曜日の10時～15時 TEL (052) 842 - 8878 面会相談：木曜日(曜日、時間は柔軟に対応) 間を要しますので、ご注意ください。

3. 試験の日程等

● インターネット申込 8月27日(木)から9月14日(月)までの本登録完了分有効

※ 名古屋市電子申請サービス (<https://www.e-shinsei.city.nagoya.jp/>) にアクセスしてください。

● 郵送申込 8月27日(木)から9月14日(月)までの消印有効

受験票発送9月30日、第1次試験10月18日、第2次第3時(面接試験)、最終合格発表12月8日。

障害年金復習シリーズ⑱

❖ 有効な相談形態…電話相談&面会相談の組合せ ❖

平成21年から家族による家族ピア相談を開始してから本年7月末までに、192名の相談者が本来の障害年金や精神保健福祉手帳に繋がってきました。障害年金受給の内訳は、遡及請求が49名、額改定請求が30名、事後重症及び本来請求は113名、手帳受給者は118名になりました。

特筆すべきことは、今日までの相談活動を通して178名の方々が新たに家族会に入会され、今では家族相談員として活躍されている方が少なくないことです。

相談者の約8割が家族会員以外の方です。電話だけでは相談者の「顔も表情」も判らず、「傾聴8割、情報提供も一般的」になりがちです。相談者の相談は100人100色であり、電話だけで対処できるものではありません。



名家連では「電話相談員」から「面会相談員」に繋がっています。

「電話相談」は「家族と家族が繋がるキッカケ」であり、「面会相談」をすることで具体的な支援の糸口を探ることができるのではないのでしょうか。

「お互いの顔が見える関係」「仲間として信頼し合える関係」を築くには「面会相談は必要不可欠」であること、同時に多大な「時間」と「労力」と「忍耐」が伴うことを理解し、学び合ってきました。

❖ 悩み苦しむ家族を「家族会」「支援者」に繋げる ❖



この間、相談者の相談内容によって、障害者基幹相談支援センターや保健センター、医療機関のPSWや医師、障害福祉サービス事業所、区役所福祉事務所、年金事務所、社会保険労務士など「医療や福祉サービス」「手帳・年金制度」に繋ぐために相談者と一緒に支援者のもとへお伺いしています。

多くの相談者が面会相談を通して「手帳2級が受給でき医療費が全額無料になった」「障害年金が受給できて助かった」、また、「未就労・引籠り状態」から「医療・福祉サービス」に繋がり、「支援者や仲間と出会い、外に居場所ができた」「親子共々、生活の質が向上した」「実利実益を実感し家族会の大切さを肌で感じた」ことなどが家族会入会の決め手になったと言います。

家族相談員には、支援者のような専門知識がある訳ではありませんが、家族でなければ「分かり合えないこと」「伝えられないこと」があります。私たちには、仲間(ピア)の強みがあります。

面会相談員(名家連理事・家族会会長等で対応)は、お互いに支え合い、励まし合い、学び合いながら、一人でも多くの仲間(家族)が「家族会」「支援者」に繋がることを心から願って活動しています。